

医療・介護安全管理

医療・介護に係る安全管理のための基本指針

済生会今治第二病院は、医療・介護事故の発生・再発を予防し、質の高い安全な医療・介護を提供することを目的として、安全管理指針を下記のとおり策定する。

1. 医療・介護安全管理に関する基本的考え方

- 1) 効果的な医療・介護安全管理体制を構築し、組織全体で適切な事故防止対策を展開する。
- 2) 患者・利用者本位の医療・介護を第一と考え、患者・利用者、家族との良質な信頼関係を構築する。また、患者・利用者、家族と医療・介護従事者のパートナーシップを強化し、安全で質の高い医療を提供する。

2. 医療・介護に係る安全管理のための組織に関する基本的事項

- 1) 医療・介護の安全に関する全般的事項を審議する委員会として、医療安全管理委員会を設置する。責任者として委員長に院長をおき、委員は主に各部門の責任者で構築する。
- 2) 医療・介護の安全管理の具体的活動を行う委員会として、リスクマネジメント委員会を設置する。各部署、各部門のリスクマネジャーで構成し、医療・介護の安全管理の現場責任者として実効ある活動を行う。
- 3) 発生した医療・介護事故に適切に対応するため、医療・介護事故対応委員会を設置する。医療・介護事故の事実調査や再発防止について検討し、組織として対応を示す。

3. 報告等に基づく、医療・介護に係る安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

- 1) 医療・介護事故防止の具体的な要点を定める医療・介護安全対策マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
- 2) 医療・介護事故及びそれらが発生する危険性のあった事例については、速やかに対応措置を講じると共に、确实・迅速な報告を行うものとする。報告された事故等については、事実関係を把握し原因分析調査を行い、改善防止策を立て周知徹底する。改善策が有効に機能しているか点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。報告に関して、報告者に不利益処分を科さない等の環境整備に努める。また、報告書は個人の責任追及のためではなく、病院システムを改善するためのものである事を周知する。

4. 医療・介護に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

- 1) 医療・介護事故防止に係る職員の意識改革と、安全管理意識の高揚並びに医療・介護の資質の向上を図るため、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上実施する。

5. 医療・介護事故発生時の対応に関する基本方針

- 1) 第一に患者・利用者の生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。
- 2) 家族への連絡・説明は速やかに、主治医もしくは上長医師が事実を説明する。
- 3) 事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録する。また、事故の状況や説明内容、その時の家族の反応を詳細に記録する。
- 4) 定められた報告ルートに則って病院長へ報告する。病院長は必要に応じて関係機関への報告・対応を行う。
- 5) 事故が発生した場合には、速やかに事故原因の究明、今後の対応策を検討するため事故調査委員会を設置する。事故調査委員会は医療・介護事故対応委員会の構成員に加え、関係部署の所属長等で構成され、病院長が召集する。また、必要に応じて外部の専門家を加え客観的な判断を加えることに努める。
- 6) 提供した医療・介護に起因し、又は起因すると疑われる死亡は、当該管理者が医療事故調査委員会を経て、当該死亡を予期しなかったものとして判断した場合、医療事故調査・支援センターへ報告する。

6. 患者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する指針

本指針は、患者・利用者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。また、患者・利用者相談窓口を設置し、ご意見を医療安全管理に反映していく。

患者さま・利用者さま・家族さまと取り組む医療・介護安全活動

私たちは、患者さま・利用者さま・家族さま（以下皆さま）を「安全で安心な医療・介護のためのパートナー」と考えております。そこで、皆さまと共に創る医療・介護の安全を目指すために以下の内容について参加・ご協力をお願いいたします。

●お名前を伝えましょう

患者・利用者間違い（誤認）を防ぐための取り組み（本人確認について）、「患者・利用者間違い」が起こらないよう、与薬、検査、処置等のさまざまな場面で本人確認をしております。皆さまにお名前や生年月日をお尋ねした際は、ご協力をお願いいたします。

●転倒・転落を予防しましょう

皆さまに安全で快適な療養生活をお過ごしいただけるよう努めておりますが、それでも転倒・転落は0ではありません。かかとの無い履物（スリッパ・サンダル）は脱げやすいので履き慣れたもので、滑らず、かかとのある靴を着用しましょう。

●お薬手帳や薬の情報がわかるものを持参しましょう

現在飲んでいる薬、薬の飲み合わせや薬の処方重複の確認できます。

●相談窓口

外来および入院でわからないこと・不安・不満なことがあり、相談したいということがありましたら、1階受付または各職員へ声をおかけください。